



LEGAL
PARTNERS
ACROSS
ASIA

Kelvin Chia Yangon Ltd (KCY)
Level 8A, Union Financial Center, Corner
of Mahabandoola Road and Thein Phyu
Road, Botahtaung Township, Yangon.
(951)8610348/8610349
csg@kcyangon.com
www.kcpartnership.com

KCY ニュースレター第 55 号

2020 年 6 月 9 日

保険セクターの規制の更新について

保険業界の近代化に伴い、保険業監督委員会は、保険代理店、バンカシュアランス代理店、新しいタイプの保険商品の申請、再保険、一般保険会社が提供する新しいタイプの保険商品の承認の規制に関する一連の指令を出しました。

保険業監督委員会指令第 1/2020 号

保険業監督委員会は、2020 年 3 月 4 日に、保険代理店、保険代理店免許の申請、保険代理店のトレーニング、資格、個人保険代理店および企業保険代理店に必要な資格の詳細に関する指令第 1/2020 号（「指令第 1/2020 号」）を出しました。

指令第 1/2020 号では、手数料やコミッションを対価とする保険契約に関する勧誘、交渉又は相談サービスを提供するためには、個人保険代理店免許又は企業保険免許が必要であると規定しています。また、指令第 1/2020 号は、個人保険代理店及び企業保険代理店に対する具体的な資格要件を、以下のように規定しています。

保険代理店の資格	
個人保険代理店	企業保険代理店
ミャンマーの住民であること	保険代理業の免許を申請する者の保険代理業の業務に従事する者は、有効な個別保険代理業の免許を受けていなければならない
許可試験に合格していること又は保険業に 5 年以上従事した経験があること	金融機関が企業保険代理店免許を申請する場合は、保険代理店の業務に関与する者について、有効な個人保険代理店免許を有する者が 3 名以上いること
破産宣告を受けていないこと	申請人が、保険業法、関係法令その他の現行法令について、なんらの措置もを受けていないこと
刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと	企業保険代理店の経営陣が、他の保険代理業務に関与していないこと
マネーロンダリングに関与していないこと	適時、金融規制当局により規定される他の要件を満たすこと
ミャンマーまたは他の管轄区域において保険代理店免許、仲介免許または他の同様の免許について拒否されていないこと	



kcpartnership.com



Kelvin Chia Yangon Ltd



KCvantage

詐欺、不正行為又は資金流用の罪で裁判所から有罪判決を受けていないこと。	
金融規制当局により随時規制される他の要件を満たすこと。	

また、指令第 1/2020 号では、個人生命保険代理店又は企業生命保険代理店は、最大 2 社の生命保険会社の代理を行うことができ、個人一般保険代理店又は企業一般保険代理店は、最大 3 社の一般保険会社の代理を行うことができると規定しています。指令第 1/2020 号は、企業保険代理店に対して、1500 万チャット以上の最低資本要件を課しています。個人保険代理店免許の有効期間は 2 年であり、免許を受けた保険代理店は、免許の有効期間が満了する 1 か月前までに免許を更新しなければなりません。企業保険代理店にあっては、免許の有効期間が 1 年であり、かつ、免許の有効期間が満了する 1 か月前までに免許を更新する必要があります。

指令第 2/2020 号

保険業監督委員会は、保険代理店に対する一般指令に加えて、保険代理サービスを提供する金融機関に対する指令第 2/2020 号を発しました(「指令第 2/2020 号」)。指令第 2/2020 号では、他の生命保険代理店と同様に、金融機関が生命保険会社の生命保険代理店となることができるのは 2 社までであり、一般保険会社の生命保険代理店となれるのは 3 社までと規定しています。また、指令第 2/2020 号は、保険代理店となる金融機関に対し、以下の制限を遵守することを求めています。

- 1 保険代理業、債務保証業及び貸付業の届出及び記録を区分していること。
- 2 保険取引のために別個の記録を維持し、かつ、当該情報を金融規制当局の要請に応じて提供できるようにしていること。
- 3 融資の承認に関連して借主から保険情報を取得しないこと、及び金融機関からの個人保険代理店は、当該情報を被保険者又は借主に対する保険の勧誘、募集又は販売のために使用しないこと。
- 4 被保険者と提携する保険代理店は、被保険者が保険の勧誘又は保険の申込みを行うために保険情報を使用することに書面で同意する場合には、当該情報を使用することができる。

また、指令第 2/2020 号は、金融機関が融資承認の前提条件として保険契約の売却交渉を行うことを禁止しています。しかし、金融機関が融資を受けるために保険契約が必要であることを借主に知らせることは禁止していません。さらに、指令第 2/2020 号は、個人や企業が、ローンやその他の商取引の交渉を行う際して、保険者や保険代理店を選択する権利を有し、貸主も借主にそのような権利について通知することが求められています。

指令第 3/2020 号

保険業監督委員会の指令第 3/2020 号は、新しい形態の保険を提供するため、又は以前に承認された保険契約の条件を変更するための保険業監督委員会への承認申請手続を形式化しています。指令第 3/2020 号においては、保険業監督委員会の事務局である金融規制当局が新しいタイプの保険契約の申込書を 90 日以内に処理し、保険業監督委員会から最終承認を得ることが必要とされています。

指令第 4/2020 号

また、保険業監督委員会は、2020 年 5 月 12 日に、再保険に関する指令第 4/2020 号を発令しました。この指令第 4/2020 号は、2020 年 10 月 1 日から施行される予定であり、免許を受けた保険者に対し、各年度の再保険のための計画を作成し、当該計画を各年度の開始の少なくとも 90 日前に金融規制当局に提出することを求めています。そのような再保険計画には、関連する事業の分析、全体的なリスク選好、必要とされる再保険保護の程度、リスクの集中度、保有レベル、再保険の仕組み、および再保険プログラムの種類が含まれます。指令第 4/2020 号は、免許を受けた生命保険会社に対する強制保有率を 20%と規定しています。

また、指令第 4/2020 号では、ミャンマーの免許を有する保険会社が海外の再保険会社に関与するためには、当該海外の再保険会社の信用格付けを最低でもスタンダード&プアーズの BBB 格以上とすることが要求されています。また、海外の再保険会社と再保険契約を行う場合の損害保険会社の最大セッション限度額は、以下のとおりです。

クロスボーダーの再保険会社に対するスタンダード&プアーズまたは同等の格付け	クロスボーダー再保険業者ごとの最大の全セッション限度
A+超	50%
BBB+超から A+まで	40%
BBB 又は BBB+	20%

また、指令第 4/2020 号では、ミャンマーで免許を有する保険会社および再保険会社は、保険タイプの最大 10%の強制的な最大セッション（maximum cession）を有することを義務づけられています。

指令第 5/2020 号

保険業監督委員会の指令 5/2020 では、従前、一定の保険会社は Thilawa 経済特別区における暫定業務許可を与えられていましたが、2019 年 11 月 28 日以降、現地の一般保険会社とのジョイント・ベンチャーの形態により、ミャンマーにおける一般保険事業を運営するための保険免許を発行していることを踏まえ、保険業監督委員会はこれら保険会社に対し、2020 年 10 月 1 日以降、Thilawa 経済特別区からの新たな保険契約の引受けを停止し、当該保険契約の期間終了まで既存保険契約の債務を維持するよう指示しています。

指令第 6/2020 号

保険業監督委員会は、2020 年 5 月 12 日に、指令第 6/2020 号を発し、ミャンマー保険（Myanma Insurance）とミャンマーにおいて許可をうけた一般保険会社が、2020 年 10 月 1 日から Thilawa 経済特別区を含むミャンマー全土で、以下の保険商品を販売することを許可しました。

1. 産業オールリスク保険
2. 建設業オールリスク保険
3. 受託者責任保険

本記事に記載されている情報は、一般の情報源から入手したものであり、ケルビンチアヤンゴンは情報の正確性について責任を負いません。本記事に記載されている情報は、法的助言を構成するものではありません。



Our Partners in Yangon



Cheah Swee Gim
Director of Kelvin Chia Yangon
Senior Partner of Kelvin Chia Partnership
cheah.sweegim@kcpartnership.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
pedro.bernardo@kcpartnership.com



Khin Leimar Ban Aye
Principal Legal Manager of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
klm@kcyangon.com



Lyra Miragrace Flores Bisnar
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
lmc@kcyangon.com

About Kelvin Chia Yangon (KCY)

KCY has been in active operation in Myanmar since 1995, currently with offices in Yangon and Mandalay. KCY is the firm of choice for those seeking to navigate Myanmar's fast-changing and complex regulatory landscape, a jurisdiction in which KCY has gained in-depth legal expertise from the numerous transactions it has handled.

Our main practice areas

Foreign Investments | Incorporation and Company Maintenance | General Corporate and Commercial | Due Diligence | Mergers and Acquisitions | Joint Ventures and Production Sharing Agreements | Investment Funds | Energy/Oil and Gas | Natural Resources/Mining | Banking | Project and Project Financing | Manufacturing | Education | Agriculture | Real Estate | Infrastructure | Construction | Telecommunications | Compliance / Regulatory | Licensing and Permits | Labour and Employment | Immigration | Taxation | Insurance | International Arbitration | Intellectual Property | Special Economic Zones

Yangon Office: Level 8A, Union Financial Center (UFC), Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road, Botahtaung Township, Yangon.

Mandalay Office: Room No. A-3 (2nd Floor) | Win Yin Mon Condo | 67th Street (31st x 32nd Street) | Chan Mya Thar Zan Township | Mandalay.